

(平成25年10月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東北地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

東北（福島）厚生年金 事案 3161

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成16年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和46年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：平成16年3月31日から同年4月1日まで
株式会社Aに平成16年3月31日まで勤務したが、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっているので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B町が保管する申立人の株式会社Aにおける給与支払報告書の写し、同社から提出された申立人に係る平成16年分給与所得の源泉徴収票及び申立人の雇用保険の被保険者記録から、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、株式会社Aの事業主は、同社における給与からの厚生年金保険料の控除について、翌月控除であり、申立人の平成16年3月の厚生年金保険料は同年4月9日に支給した給与から控除したと回答しているところ、同社から提出があった申立人の「平成16年分所得税源泉徴収簿（給与台帳）」（以下「給与台帳」という。）によると、同年3月の「社会保険料」が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の給与台帳における「社会保険料」の額から推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬

月額とオンライン記録における厚生年金保険被保険者資格喪失時の標準報酬月額が一致していることから、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aの事業主は不明としているものの、事業主の保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人に係る資格喪失日が平成16年3月31日となっている上、事業主も資格喪失日を誤って社会保険事務所（当時）に届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（秋田）厚生年金 事案 3162

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における厚生年金保険の資格喪失日に係る記録を昭和48年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月30日から同年5月1日まで

私は、昭和45年3月からA株式会社に勤務し、48年5月1日に関連会社であるC株式会社（現在は、D株式会社）に出向したが、この間継続して勤務していたにもかかわらず、国の記録では、同年4月30日にA株式会社に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年5月1日にC株式会社に同資格を取得しているため、被保険者期間に1か月の欠落期間がある。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社及びD株式会社の回答、同社の社員名簿、雇用保険の被保険者記録並びに同僚の証言から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和48年4月16日にA株式会社からC株式会社へ出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、C株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和48年5月1日であり、申立人の被保険者資格は、本来、同日までA株式会社において引き続き有すべきものであると考えるのが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和48年3月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B株式会社は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和48年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（福島）厚生年金 事案 3163

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和53年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和34年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和53年1月31日から同年2月1日まで

私は、昭和53年2月1日にA株式会社B事業所からC株式会社に異動となったが、国の記録では、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。

グループ会社間での異動であり、継続して勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録並びに申立期間当時の総務担当者及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和53年2月1日にA株式会社B事業所からC株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和52年12月の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が厚生年金保険の資格喪失日を昭和53年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当

時)がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（岩手）厚生年金 事案 3165

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和48年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月4日から同年11月1日まで

私は、A株式会社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。当時、新しく同社C事業所ができたので、指導のため同社D事業所から同社C事業所に異動したが、申立期間当時から継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社から提出された申立人に係る退職金計算書、同社の回答及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間においてA株式会社に継続して勤務し（A株式会社（D事業所）から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、A株式会社C事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和48年11月1日であることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日まで同社（D事業所）において引き続き有すべきものである。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA株式会社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の被保険者資格喪失時の標準報酬月額の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務

を履行したか否かについては、事業主は当時の関係資料が無く不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和48年11月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和49年1月7日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月4日から同年11月1日まで
② 昭和48年12月31日から49年1月7日まで

私は、A株式会社に勤務していたが、申立期間①及び②の厚生年金保険の被保険者記録が無かった。当時、新しく同社C事業所ができたので、指導のため同社D事業所から同社C事業所に異動し、しばらくしてから同社D事業所に戻って勤務した。申立期間①及び②の期間は継続して勤務していたので厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B株式会社の回答及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間①においてA株式会社に継続して勤務し（A株式会社（D事業所）から同社C事業所に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、A株式会社C事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和48年11月1日であることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日まで同社（D事業所）において引き続き有すべきものである。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人のA株式会社における健康保険厚生年金保険被保険者原票の被保険者資格喪失時の標準報酬月額の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の関係資料が無く不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、B株式会社から提出された人事関係資料、同社の回答及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間②においてA株式会社に継続して勤務し（A株式会社C事業所からA株式会社（D事業所）に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日については、B株式会社は、申立人がA株式会社C事業所から同社D事業所に異動したのは昭和49年1月7日であったと推察できる旨を証言していることから、申立人の同社C事業所における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人のA株式会社C事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票の被保険者資格喪失時の標準報酬月額の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の関係資料が無く不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東北（岩手）厚生年金 事案 3167

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成20年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年3月31日から同年4月1日まで

私のA事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成20年3月31日と記録されているが、同日は同事業所を退職した日であり、事業主も資格喪失日を誤って届け出たことを認めていることから、同事業所での厚生年金保険被保険者の資格喪失日を同年4月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する賃金台帳及び雇用保険の加入記録により、申立人は、A事業所に平成20年3月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業主が保管する申立人に係る賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失日に係る届出を平成20年3月31日と誤って社会保険事務所（当時）に提出したことを認めており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東北（宮城）国民年金 事案 1818（宮城国民年金事案 877 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 46 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料が納められていないとのことだが、私はきちんと昭和 36 年 4 月から保険料を納めていた。

A 市 B 支所（当時）の窓口の人から「10 年間で納めるといい。」と言われたが、「夫と私の二人分の 10 年間の保険料を納めるお金は無い。」と答えると、窓口の人は、「御自身の分は 1 年間で十分です。」と言うので、夫は 10 年間、私は 1 年間の保険料を一括で納めた。それなのに、私だけが 9 年間未納となっているのは不思議で納得できない。

前回と同じ内容で再申立てを行うので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号が連番で払い出されたのは、昭和 46 年 10 月 29 日であることが確認でき、ほかに申立人について別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、ii) 申立人及びその夫の国民年金被保険者台帳の備考欄には、申立人が 36 年 4 月から 37 年 3 月までの 1 年間、夫が 36 年 4 月から 46 年 3 月までの 10 年間について特例納付したと認められる記載があり、申立人が夫の保険料を 10 年分、自分の保険料については 1 年分を納めたと主張していることと合致していること、iii) 申立期間は長期間である上、申立期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周

辺事情も見当たらないことなどから、既に年金記録確認C地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成 21 年 7 月 3 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の年金記録確認C地方第三者委員会の判断に納得できないとして再申立てを行っているが、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料及び情報の提供は無い。

このほか、申立人から聴取しても年金記録確認C地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（福島）厚生年金 事案 3164（宮城（福島）厚生年金事案 2918 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月 1 日から 39 年 9 月 1 日まで

私の A 株式会社における厚生年金保険被保険者期間は脱退手当金が支給された期間とされている。しかし、私は脱退手当金を受け取った記憶は無く、法令と照合しても、会社を辞めた時に 23 歳であった私に脱退手当金が支給されるはずもなく納得できない。

新たな事情は無いが、脱退手当金の記録が的確なものか確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、i) 申立人に係る A 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 39 年 12 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことがえないこと、ii) 同社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の整理番号の前後計 100 人の被保険者の中から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後 2 年間に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性 10 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、7 人に脱退手当金の支給記録があり、いずれも健康保険厚生年金保険被保険者原票に「脱」の表示があり、うち 6 人は資格喪失日から 3 か月以内に支給決定がなされていること、iii) 上記 7 人のうち住所が判明した 4 人に照会をしたところ 2 人から回答があり、そのうちの 1 人は「脱退手当金について会社から説明があり、会社が請求手続をして、脱退手当金を受け取っ

た。」と回答していることから、申立期間当時、事業主による代理請求が行われていたものと推認され、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性があること、iv) 申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないこと、v) 36年11月1日に施行された厚生年金保険法の附則第9条第2項第2号において、その施行日前から引き続き第二種被保険者であり、同日から起算して5年以内に被保険者の資格を喪失した者に対しては、従前の例により脱退手当金を支給するとされていることから、31年10月1日から引き続き第二種被保険者であり、39年9月1日に被保険者資格を喪失した申立人が脱退手当金を受給することは可能であることなどを理由として、既に年金記録確認B地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成25年4月26日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、新たな事情は無いが、脱退手当金の記録が厚生年金保険法に照合して的確なものか確認してほしい旨主張している。

しかしながら、年金記録確認B地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料及び情報の提供は無く、そのほかに同委員会の決定を変更すべき新たな事情も見当たらない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、収集した申立てに係る関連資料及び周辺事情を検討し、年金記録の訂正の要否を判断することを任務としており、訂正が必要であるとしてあっせんを行う場合の基準は「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）で示しているように、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金に係る申立事案は、年金記録では脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過しているため、これらの書面等は現存していない。このため、脱退手当金の支給を直接証明できる資料が無い中で、年金記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然さが無いか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情は無いかなど、周辺事情から考慮して判断しなければならない。

本事案では、年金記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらない上、脱退手当金は申立人の被保険者資格喪失後の約4か月後に支給され支給額に誤りは無いこと、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に「脱」の表示があること、脱退手当金が支給されたと

する同僚の同原票にも申立人と同様に「脱」の表示があり、その中に「会社が請求手続をして、脱退手当金を受け取った。」と述べている同僚がいることなど、脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年5月1日から59年4月1日まで
② 昭和59年4月1日から同年12月1日まで

申立期間①について、A県B市にあったC株式会社（現在は、D株式会社）に勤務していたが、厚生年金保険の未加入期間となっているので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②について、E県F市にあったG株式会社（昭和60年2月6日にD株式会社に合併）に勤務していたが、厚生年金保険の未加入期間となっているので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がC株式会社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立期間①当時の事業主は既に死亡している上、D株式会社の代表取締役は、申立期間①当時の資料は保管しておらず、当時のことは不明としており、申立期間①に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立期間①当時のC株式会社の社会保険事務担当者によると、申立人の厚生年金保険の加入手続を行った記憶が無く、事業主からも申立人に係る当該手続の指示は無かったとしている。

さらに、C株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間①において厚生年金保険被保険者資格を取得した者は見当たらない。

申立期間②について、同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がG株式会社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立期間②当時の事業主は既に死亡している上、D株式

会社の代表取締役は、申立期間②当時の資料は保管しておらず、当時のことは不明としており、申立期間②に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立期間②当時、G株式会社の社会保険事務を担当していたとする同僚は、申立人に係る厚生年金保険の加入手続を行った記憶が無いとしている。

さらに、G株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間②において厚生年金保険被保険者資格を取得した者は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①及び②における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。